

新発田駅前複合施設 管理運営方針

平成27年3月

新 発 田 市

目次

はじめに	1
第1章 施設のコセプトと『骨太の方針』	2
1 施設の基本コセプトと機能融合	2
(1) 新発田駅前複合施設の基本コセプト	2
(2) 本施設が目指すこと・実現できること	4
2 施設の概要	5
3 『骨太の方針』	6
(1) 「管理運営方針」と『骨太の方針』の役割	6
(2) 『骨太の方針』の内容	6
第2章 施設管理運営方針	8
1 運営体制	8
(1) 基本的な考え方	8
(2) 庁内組織体制	9
(3) 市民参画等	10
(4) 連携体制	12
2 事業プログラム	13
(1) 基本的な考え方	13
(2) 施設全体の事業方針	14
(3) 各機能の事業方針	14
(4) 事業立案・実施の考え方	15
3 情報発信	16
(1) 基本的な考え方	16
(2) 情報発信の手段	16
4 施設管理	18
(1) 基本的な考え方	18
(2) 施設の利用規則	18
5 経営計画	20
(1) 基本的な考え方	20
(2) 支出想定	20
(3) 収入想定	21
6 その他計画	22
(1) 備品の調達方針	22
(2) 構築する情報通信システム	22
(3) ビル管理計画	23
(4) 危機管理計画	23
(5) 駐輪場及び駐車場の運用方針	24
(6) 研修計画	25

はじめに

新発田市では、平成25年9月に駅前複合施設の整備の基本的な考え方を示す「新発田駅前複合施設整備基本方針」を策定し、複合施設の基本コンセプトを「人が行き交い賑わいあふれるまちづくりを牽引する核となる拠点の創造」としています。

このコンセプトの実現に向け、「図書館」「こどもセンター」「キッチンスタジオ」「多目的室」などの機能を融合した複合施設としました。この施設の管理運営のあり方について、基本的な考え方を示す管理運営方針を策定するため、その骨子となる「骨太の方針」を示し、その後、市民が参加するワークショップや専門委員会等での意見を踏まえ、「新発田駅前複合施設管理運営方針」を策定したものです。

今後、この方針に基づき、平成28年度の施設オープンに向け、施設開館後の具体的な管理運営方法をさらに検討し、運営体制の整備を進めます。

第1章 施設のコンセプトと『骨太の方針』

1 施設の基本コンセプトと機能融合

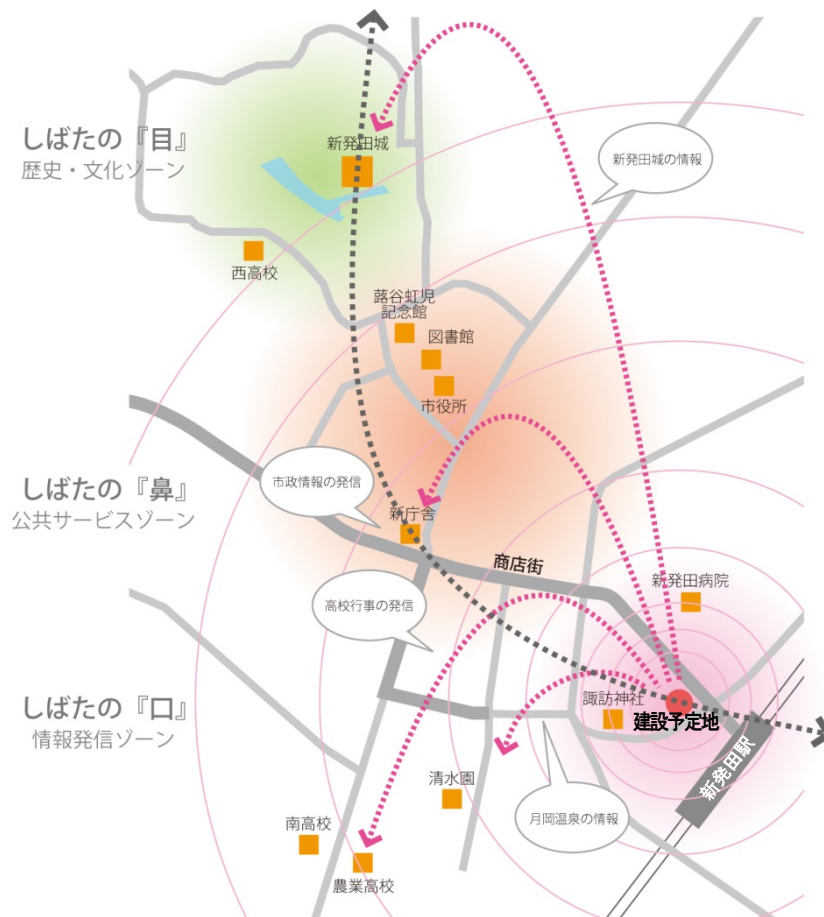
(1) 新発田駅前複合施設の基本コンセプト

新発田駅前複合施設整備基本方針では、新発田駅前の拠点施設は中心市街地の活性化を牽引する核となる施設として、また、「情報発信ゾーン」としての空間イメージを踏まえ、人が行き交い、賑わいがあふれるまちづくりの拠点創造を基本コンセプトにしています。

**人が行き交い賑わいあふれるまちづくり
を牽引する核となる拠点の創造**

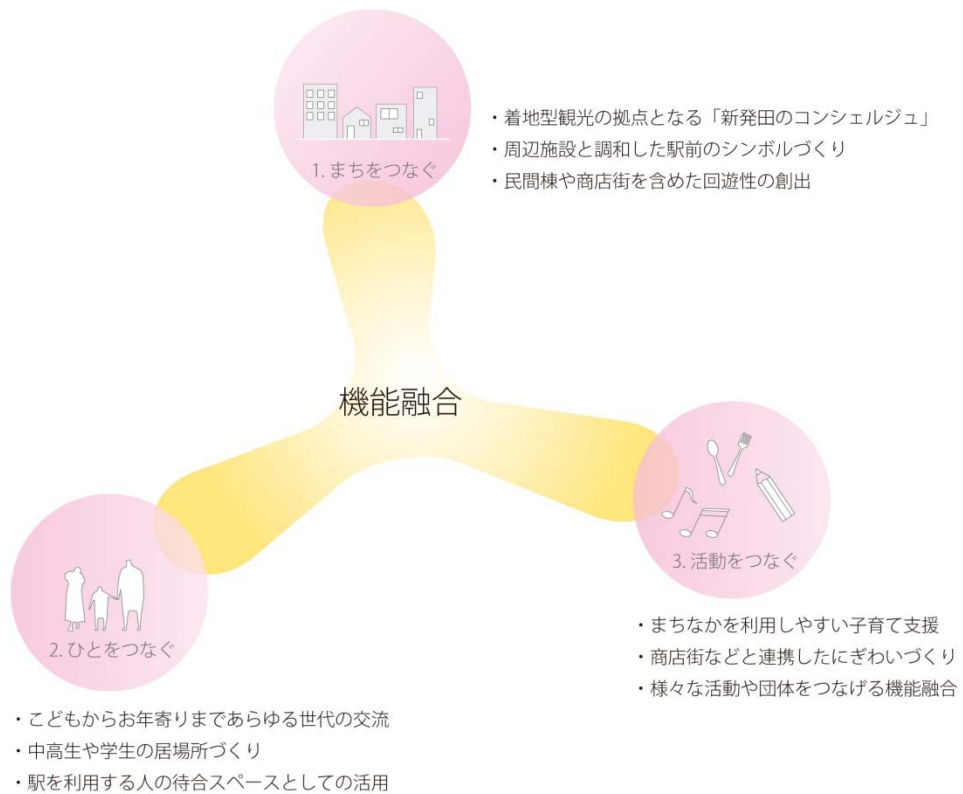
そのため、新発田駅前複合施設（以下「本施設」という。）は、『しばたを“つなぐ”拠点となる情報発信の場』をつくります。

- 「新発田の今と昔をつなぐ“地域情報の発信”」
- 「新発田の観光資源をつなぐネットワークの拠点」
- 「施設の利用者同士が情報を発信し合う交流の拠点」
- 「食育・子育てなど生活に役立つ情報の拠点」




また、本施設のメリットを発揮するため、「図書館」「こどもセンター」「キッチンスタジオ」「多目的室」など様々な機能が融合した複合施設により、まち・ひと・活動をつなぎます。

“つなぐ” = 『機能融合』



図書館を“触媒”として


1. 「知」の集積



- ・様々な知識、情報が集まり提供する
- 例えば...

こどもセンター	子育て
キッチンスタジオ	食育
市政	市政コーナー
新発田城	新発田の歴史
新発田藩	郷土資料


2. 「知」の継承



- ・知識・情報を保管し、継承する
- 例えば...

 - 食育：新発田の郷土料理を作る
 - こども：新発田の歴史を知る
 - 観光：新発田の名所を探す
 - 商店街：新発田の名物を知る

3. 「知」の交流



- ・知識・情報を介して人の交流を生む
- 例えば...

 - 子育て本：家族の交流
 - ティーンズ雑誌：中高生の交流
 - ビジネス支援：働くひとの交流
 - 読み聞かせ室：親子の交流
 - 話題の料理本：腕を磨きたいひとの交流

(2) 本施設が目指すこと・実現できること

基本コンセプトを実現するために、本施設が目指すことは以下の3つです。

目指すこと1：まちを“つなぐ”

目指すこと2：ひとを“つなぐ”

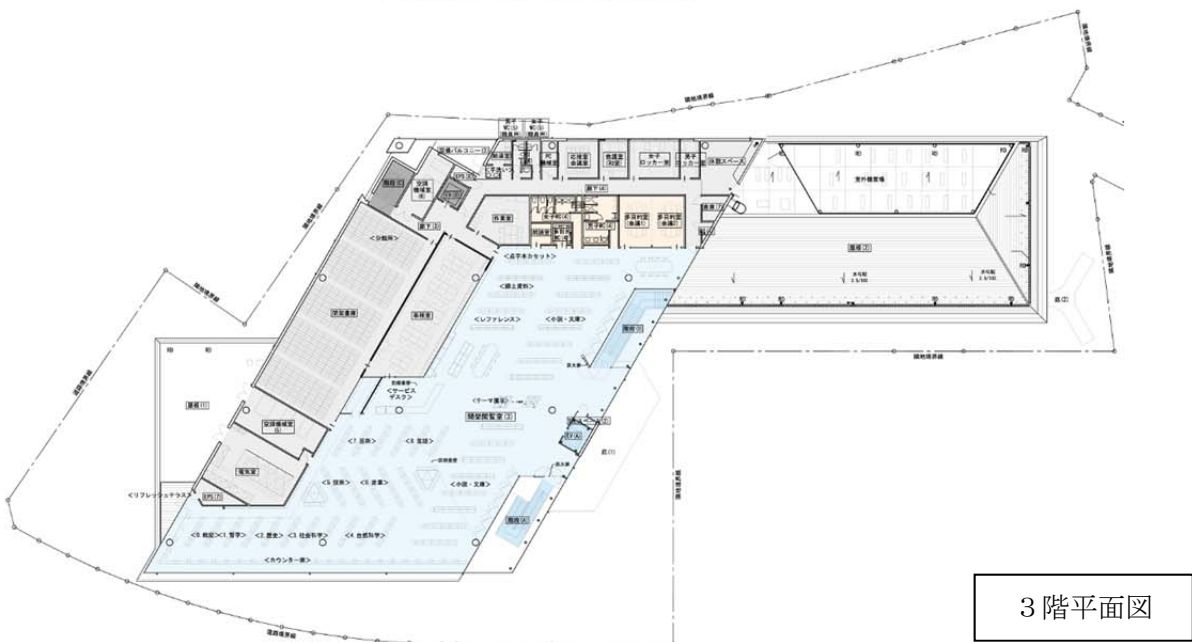
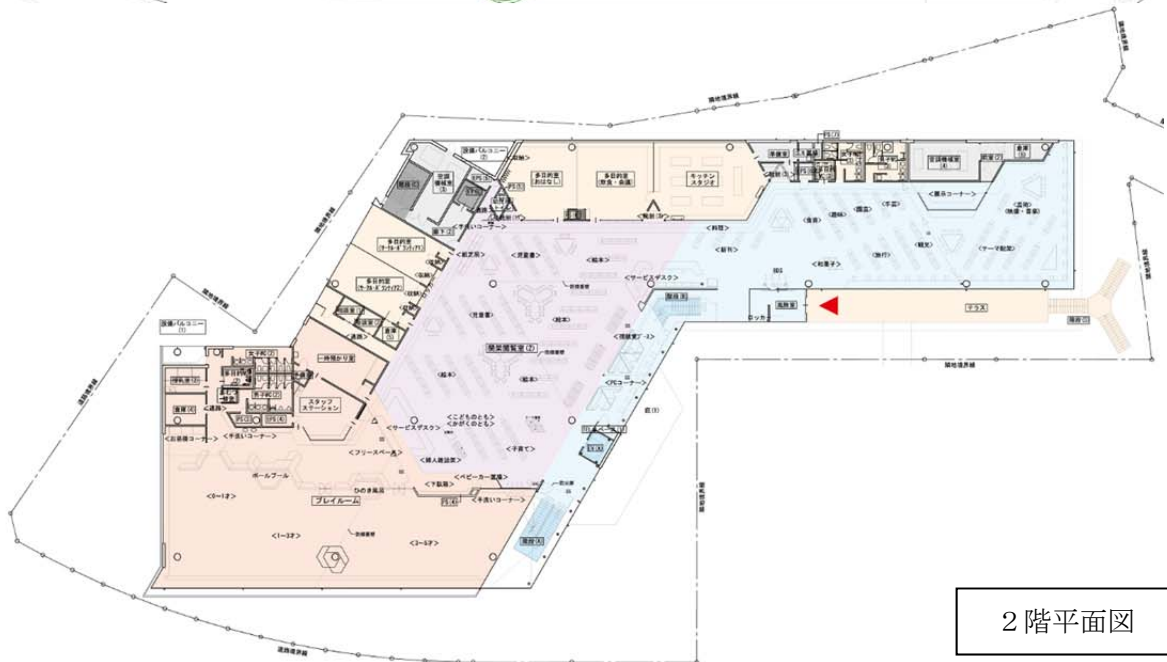
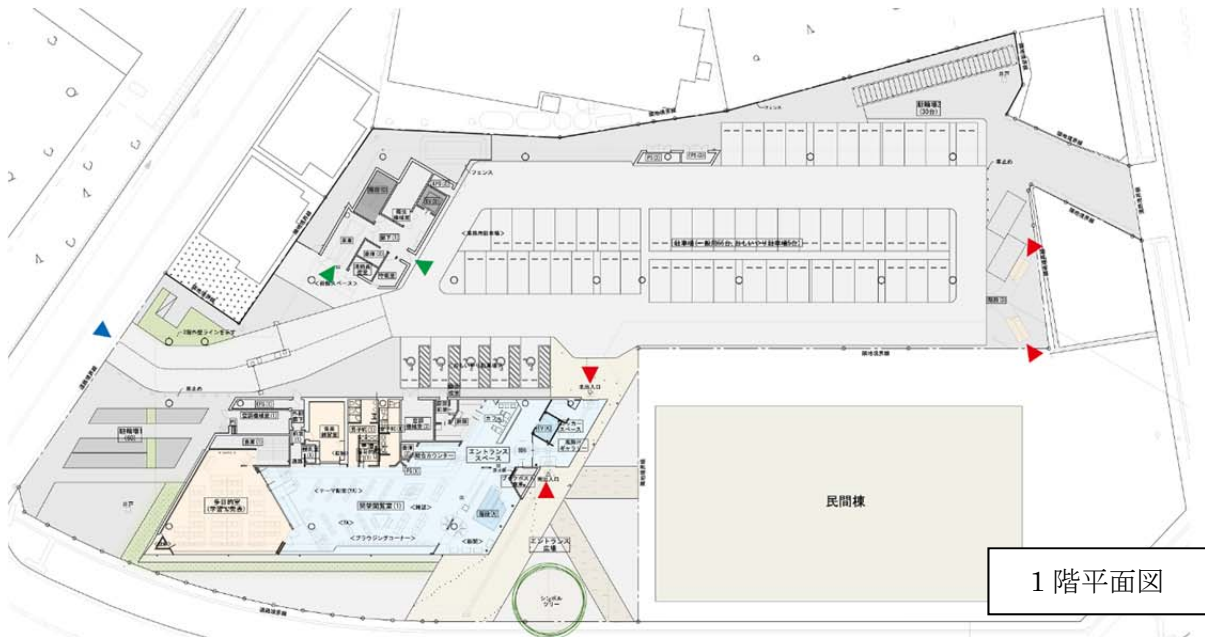
目指すこと3：活動を“つなぐ”

本施設が目指すことと、実現できることとの関係は次のとおりです。

目指すこと・実現できること

目指すこと		実現できること		概要
1	まちを “つなぐ”	①	賑わいを発信	市民や来街者に向けて賑わいを発信する“駅前のシンボル” 民間棟や商店街と一体化した“賑わいづくり” 中心市街地の賑わい創出をリードする場
		②	回遊性への展開	来街者を迎える“市の玄関口” 諏訪神社や清水園、寺町へとつながる“歴史のみち” へ来街者を誘導
2	ひとを “つなぐ”	③	しばたの“顔”	新発田のひとの営みを象徴した“顔” 来街者に対するおもてなしの“顔”
		④	“居場所”づくり	新発田駅の電車やバスを利用する市民の待合スペース 商店街や新発田病院の利用者も気軽に立ち寄れる場 中高生や学生、誰もが集う“知的交流の拠点”
		⑤	“交流”の場	こどもとお年寄りの歴史を介した交流の場 観光客との交流の場 まちづくり活動を行う市民の交流の場
3	活動を “つなぐ”	⑥	生活支援	子育て世代や高齢者など、生活する多様な市民にとって役立ち、支援する場
		⑦	学び・育成	新発田の文化、歴史を学び、成長する場 豊かな地域資源を伸ばし、地域産業を育成する場

2 施設の概要



3 『骨太の方針』

(1) 「管理運営方針」と『骨太の方針』の役割

「管理運営方針」は、本施設の望ましい管理のあり方、運営のあり方について定めるものです。この施設の効果を最大化するには、目的の達成に向けて、最適な運営体制や事業プログラムを構築する必要があります。このため、『骨太の方針』を「管理運営方針」の骨子として定めています。

(2) 『骨太の方針』の内容

本施設の目指すこと・実現できることを達成するために、以下の3つを『骨太の方針』とします。

① 管理運営形態

公益施設の管理運営形態には、直接経営（＝直営）又は指定管理者制度による民間事業者等の経営の2種類が考えられます。

本施設の最適な運営形態を以下の視点から考慮しました。

ア 本施設を運営する民間事業者等（担い手）の有無

イ 事業リスク

ウ 機能や事業推進の条件

- ・ 図書館、こどもセンターは、サービスの安定的提供が求められます。
- ・ キッチンスタジオは新発田の食文化の伝承の場であり、食を通じた世代間の交流を担う必要があります。
- ・ 複合公益施設の一体的運営による効率化及び賑わいや交流機能の融合を目指すため、高度な事業推進が求められます。

上記の点を考慮した結果、開館時の管理運営形態を次のように設定します。

本施設の管理運営形態は、直営とします。ただし、社会情勢等の変化に応じ、最適な管理運営形態を検討します。

- ※ 業務内容を精査し、一部業務委託（館内の清掃や警備など）も可能とします。
- ※ 便益施設（飲食・物販）は、営業委託又はテナント方式も検討します。

直営における組織体制は、以下の3点を考慮し、検討します。

ア 施設内外との機能融合

イ 効率性

ウ 責任の所在の明確化

② 市民参画システムの構築

本施設の各機能を有効に活用していくためには、運営への市民の参画が欠かせません。その参画を実現し、実効性のあるものにするため、市民と施設管理者が連携できる仕組みを構築します。

③ 施設管理運営方針の構成項目

本施設の施設管理運営方針の構成項目を、以下の5つとします。

また、これらの項目ごとに、基本的な考え方とそれを具体化した現実的な方策を検討していきます。

ア 運営体制 イ 事業プログラム ウ 情報発信 エ 施設管理 オ 経営計画

第2章 施設管理運営方針

1 運営体制

(1) 基本的な考え方

本施設は、複合施設の特徴を最大限に発揮できるように、市の直営で一元的な管理運営を図ります。

また、関連計画である「中心市街地活性化基本計画」及び「新発田駅前複合施設整備基本方針」に沿った施策の展開を推進するとともに、利用者ニーズを的確に把握し、継続的・効果的な事業運営を行っていくため、サポート組織、既存コミュニティなどとの連携による管理運営体制を構築していきます。

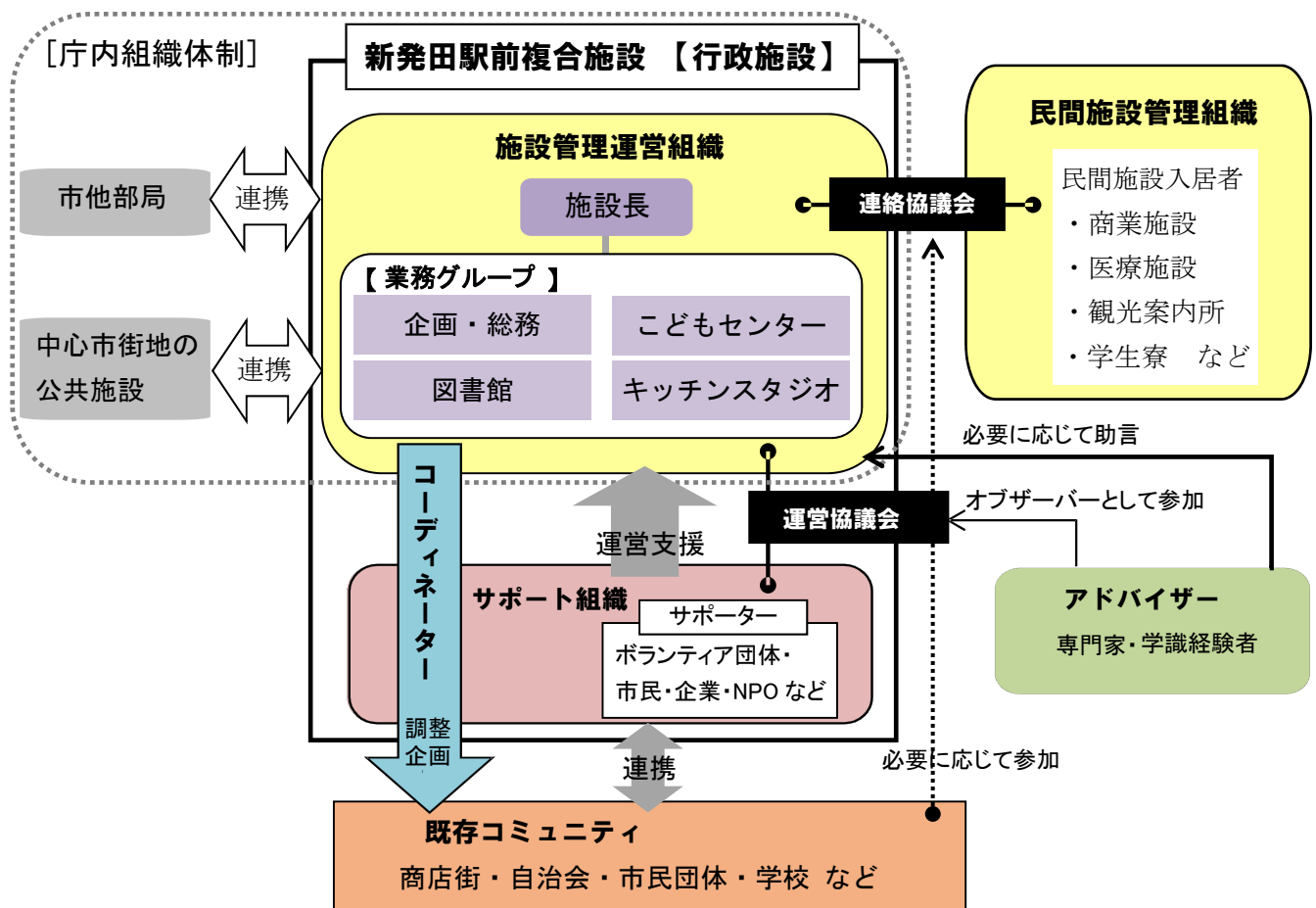


図 管理運営体制のイメージ

(2) 庁内組織体制

市は、現在の各事業部門の事業内容を勘案し、本施設の管理運営を行う「施設管理運営組織」を設置します。「施設管理運営組織」は、施設長の統括のもと、①企画・総務、②図書館運営、③こどもセンター運営、④キッチンスタジオ運営を担当する業務グループによる体制とします。

なお、管理運営は市他部局をはじめ、隣接する「新発田駅前複合施設【民間施設】」に配置予定の観光案内所や中心市街地の公共施設等との連携を図りながら行っていきます。

また、当該組織の立ち上げにあたっては、施設全体が有機的に機能し、かつ、財政とのバランスを考慮し、合理的な人員配置に努めます。

具体的な組織構成については、庁内で詳細な検討を進めていきます。

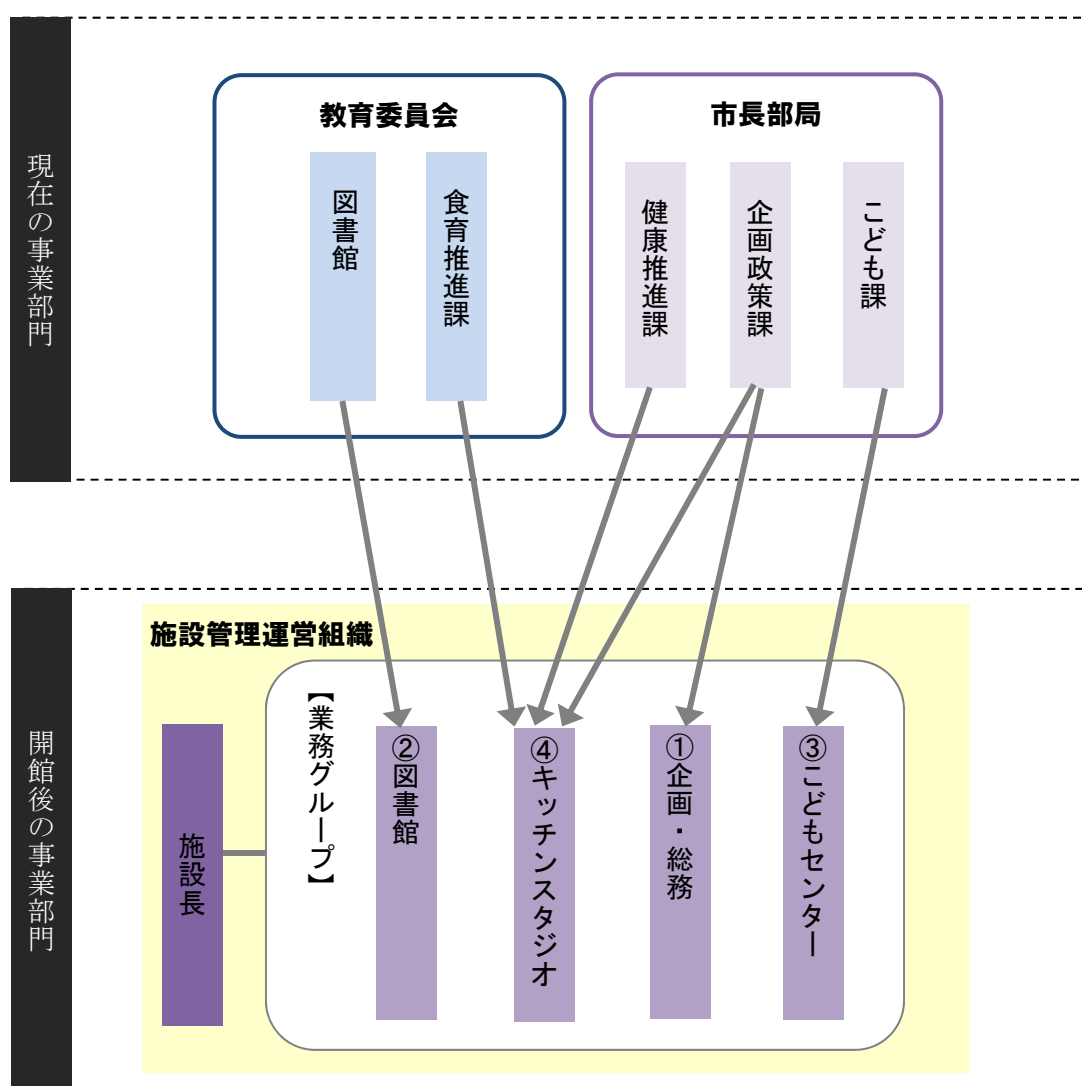


図 市の組織機構における本施設の対応部門のイメージ

(3) 市民参画等

本施設の多様な活用と市民活動の促進を図るため、施設の管理運営を支援する“サポート組織”の導入や既存コミュニティとの連携等により、市民の積極的な参画による施設の運営に努めます。

① サポート組織

ア 目的

従来の行政サービスの構図（行政＝サービス提供者・住民＝サービス受給者）にとらわれることなく、行政と市民（利用者）が協力しながら施設運営を行うことを目的に、新たに“サポート組織”の仕組みを導入します。

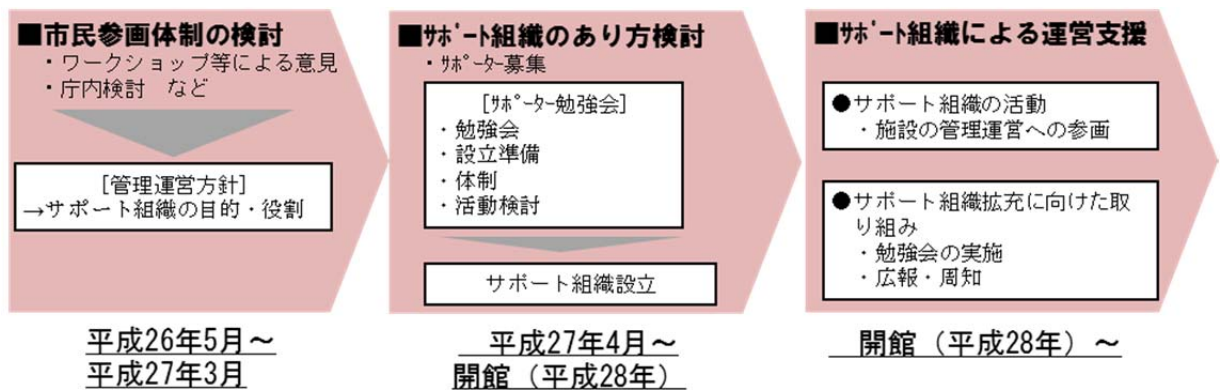
イ 役割

サポート組織の役割は、誰もが安心して施設を利用することができるよう、施設で行われる事業の企画や実施、並びに施設の管理運営に参画し、施設運営及び施設利用者をサポートすることです。

ウ サポーター

サポーターは、施設で行われる多様な活動を自発的に支援する個人や団体です。サポーターは登録制ボランティアとし、サポート組織を構成します。サポーターは、各自又は連携して本施設の趣旨に即した活動等を行っていきます。

（サポーターの例 個人、ボランティア組織、NPO、企業 など）



② 既存コミュニティ

ア 目的

本施設の機能や立地特性を十分に発揮するために、近隣地域や関連団体等の既存のコミュニティと連携しながら、様々な事業の実施等に取り組み、賑わいの創出やまちの活性化を目指します。

イ 役割

既存コミュニティは、各組織でそれぞれ取り組んでいる活動や経験等を活かし、本施設を効果的に運用していけるように、事業実施等における連携を図ります。

ウ 既存コミュニティ組織

- ・地元自治会
- ・地元商店街
- ・商工観光関連団体
- ・幼稚園・保育園
- ・小中学校、高等学校、大学
- ・市民団体 など

③ コーディネーター・アドバイザー

ア 目的

本施設のサポート組織、サポーター及び利用者の活動並びに施設機能同士の連携などを継続的に支援します。管理運営組織に対する専門的な立場からの助言や支援等を行い、市民利用の促進を図ります。

イ 役割

コーディネーターは、施設管理運営組織・サポート組織・既存コミュニティ間等の調整を行い、併せて、市民企画事業において先導的な役割を担います。

アドバイザーは、市民が本施設を効果的・効率的に活用していくために、専門的な視点から助言やアイデア等を提供します。また、施設管理運営組織はサポート組織と協力して協働事業を展開することができるよう、専門家や学識経験者とのネットワークの構築を目指します。

(4) 連携体制

施設の管理運営には多くの主体が関与するため、定期的に事業計画や課題について協議の場を設けます。

① 運営協議会

ア 目的

施設管理運営組織、サポート組織による効率的・効果的な施設運営を図るため、それぞれの活動状況の報告や課題等について共有します。

イ 役割

運営主体である「施設管理運営組織」は、運営のパートナーである「サポート組織」と共に運営協議会を定期的開催します。

運営協議会では、施設の年次計画や運営上の課題について様々な視点から検討します。運営助言者である「アドバイザー」は、必要に応じてオブザーバーとして参加します。

なお、開催の頻度や進め方等については、今後検討していきます。

② 連絡協議会

ア 目的

新発田駅前複合施設の基本コンセプトを実現するため、隣接する民間施設との連絡調整や相互連携を図ります。

イ 役割

隣接する新発田駅前複合施設【民間施設】には、商業施設、医療施設、観光案内所、学生寮等が設けられます。両施設の連携による効果的な管理運営を図るため、民間施設入居者との連絡協議会を定期的開催します。また、本施設の一層の活用を図るため、必要に応じて「既存コミュニティ」が参加します。

なお、開催の頻度や進め方等については、今後検討していくものとします。

2 事業プログラム

(1) 基本的な考え方

本施設の事業は、「基本事業」と「企画事業」に大別します。その中で、図書館、こどもセンター、キッチンスタジオ、多目的室等の各部門が、それぞれの機能を十分に発揮するとともに、複合施設としてのメリットや効果を最大限に活用し、施設内外の相互連携により、多様な事業に取り組んでいきます。

① 基本事業

ア 基礎事業

基礎事業は、施設内の各機能が行う個別の事業であり、毎年、通年又は定期的に行われ、ひとつの機能で完結する最も基礎的な事業として位置付けます。

イ 連携事業

連携事業は、施設の機能同士が連携して行われる事業や、施設外の駅、商店街、学校などと連携する事業であり、単独で行う事業にはない新たな効果が生まれることを期待しています。

② 企画事業

ア 開館事業

開館事業は、本施設に対する利用者の関心や愛着を醸成し、開館後の利用促進につなげるために、竣工前に実施する事業です。また、竣工後に、より一層の市民意識を醸成するために、開館を記念して行う事業です。

これらの事業の性質上、市民との協働により実施し、市民参画の推進を図ります。

イ 市民企画事業

市民企画事業は、サポート組織やサポーター又は市民が自ら企画立案し、準備から実施までを行う事業と、市民等から公募した企画提案に基づき、運営協議会で審査・決定して行う事業です。

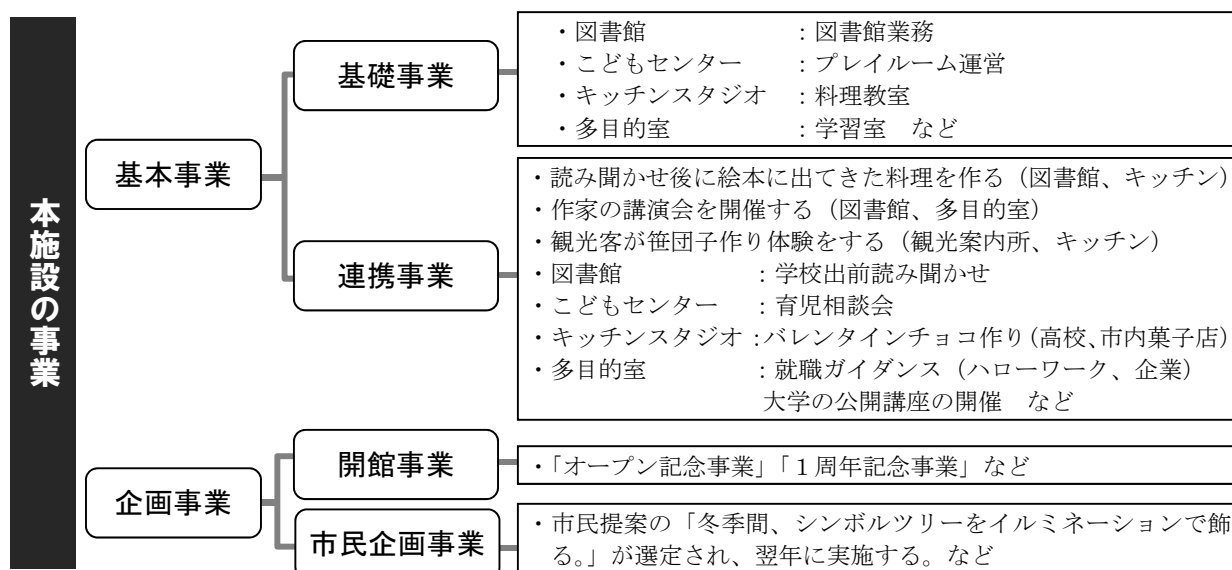


図 複合施設の事業体系と事例

(2) 施設全体の事業方針

複合施設としてのメリットを最大限に活用できるように、施設全体としての事業方針を次のとおり定めます。

- 各機能の積極的な連携により、相乗効果が期待できる事業展開を図ります。
- 地域活動との連携や地域資源の活用を通して、歴史や文化、まちの魅力を発信していく事業を実施します。
- 商店街をはじめとした既存コミュニティ等と連携した事業を展開することで、中心市街地の賑わいを創出します。
- 全ての人分かりやすく、使いやすい（ユニバーサルデザイン）施設を目指します。
- 駅前としての立地特性を活かし、地域情報や観光案内などの多様な情報を発信し、交流の促進や集客力の向上を図ります。

(3) 各機能の事業方針

① 図書館

- 市民の好奇心や知識欲を高め、知の世界を広げるための図書や資料を提供し、生活をサポートします。
- レファレンス機能の充実を図り、市民の「調べたい」をサポートします。
- 市民活動の促進に向けた図書や資料の充実、収集、保管に努めます。
- 歴史図書館及び分館と連携し、市民に利便性の高い図書サービスを提供します。
- 誰もが気軽に立ち寄ることのできる図書館を目指し、各世代に親しまれる居場所をつくります。
- 豊かな読書を育むために児童・青少年が利用しやすい環境の整備に努めます。
- 情報技術の発展に対応した図書サービスに努めます。

② こどもセンター

- 子育て中の親子が天候を気にせず、開放感のある広い空間で発達段階に合わせて安全に遊べる場を提供します。
- 安心して育児ができるように、子育て家庭に対する情報発信とサポートを行います。
- 乳幼児の一時預かりを実施し、子育て世代の多様な活動を支援します。

③ キッチンスタジオ

- 当市の豊かな食材や食文化への関心を高め、食についての正しい知識と技術を習得する場を提供し、豊かな食生活につなげます。
- 親子、仲間同士で楽しく学べる「食の体験」の機会をつくります。
- 新発田が誇る食文化の次世代への継承を推進します。
- 食に関わる特産品商品化に向けた取り組みの場を提供します。

④ 多目的室

- 世代や地域を超えた交流を推進するとともに、多様化、高度化するニーズに対応できる市民活動・交流拠点を目指します。
- 会議、学習、音楽練習及び活動成果の発表や市民イベントの開催など、様々な用途に対応でき、誰でも利用できる空間を目指します。
- 市民団体をはじめとした多くの市民の活動の場となるよう有効活用を図り、市民活動の促進に努めます。

(4) 事業立案・実施の考え方

① 事業立案の考え方

基本事業である「基礎事業」、「連携事業」及び「開館事業」については、施設管理運営組織において次年度の企画立案を行います。

企画事業の中の「市民企画事業」については、サポート組織や市民が企画・実施する事業であり、サポート組織での立案や広く市民からの企画提案などを募ります。立案された事業は次年度の事業計画案として、サポート組織も参加する運営協議会で協議します。

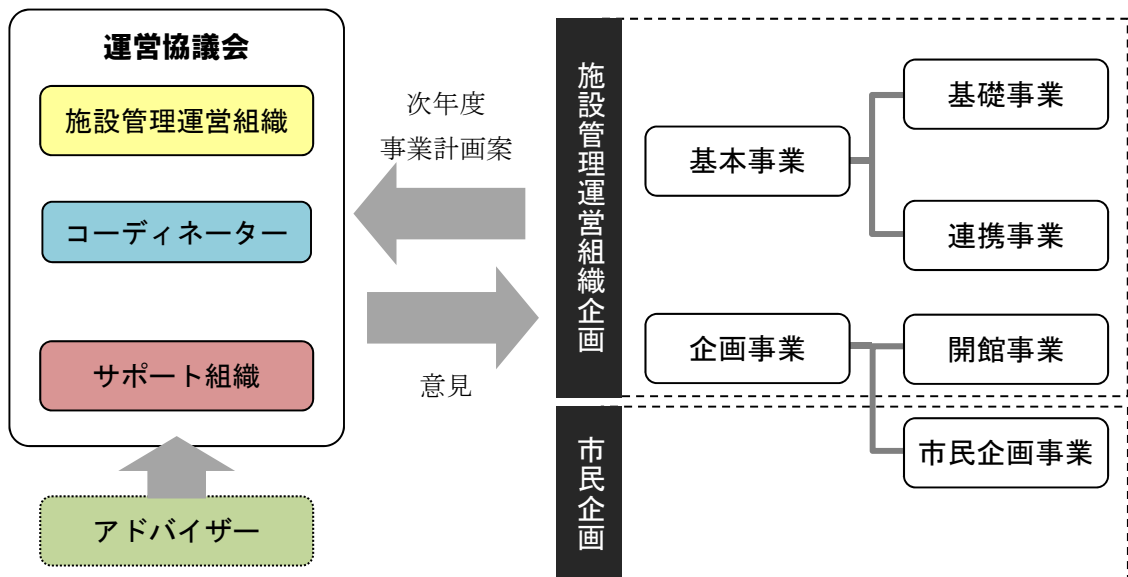


図 事業立案の考え方

② 事業実施の考え方

本施設における事業は、立案段階から市民参画により行われます。そのため、各事業の実施においても市民との協働の可能性を検討し、適正な事業分担により事業実施を進めます。

3 情報発信

(1) 基本的な考え方

本施設は、「しばたを“つなぐ”拠点となる情報発信の場」としての機能を果たすため、日頃から多くの情報を収集・蓄積するとともに、利用者の施設に関する関心・愛着の醸成や利用促進を図るため、様々な手法を通じた情報発信を行います。

また、施設の運営や事業等への参加・参画を促し、市民活動や交流の促進につながるような情報発信に取り組んでいきます。

より多くの人に本施設を認知し、利用の向上を図るため、開館前から積極的な広報活動を実施し、本施設の考え方や機能等についての周知を図ります。

(2) 情報発信の手段

① 広報しばた

市民に最も身近な広報手段である「広報しばた」を活用し、開館までの状況を伝えるとともに、開館後も日々の活動や事業等について定期的に発信していきます。

発信していく情報の例	
○施設の使い方・遊び方	
○開催教室・講座の情報	
○休館日・開館時間	など

② ホームページ

ホームページでは、リアルタイムに情報を発信できるという利点を生かし、施設の日常的な活動やタイムリーな情報の発信などを行います。

なお、より多くの人にわかりやすい情報を発信することができるよう、関連情報等へのアクセス性やデザイン性等にも配慮した（仮称）「新発田駅前複合施設ホームページ」の立ち上げや、メールマガジンやSNS※等の様々な手法の活用を検討します。

発信していく情報の例	
○施設の利用状況・空き状況	
○施設のイベント情報・開催教室・講座の情報	
○図書館に関する情報（利用案内、新刊案内、団体紹介等）	など

※SNS…ソーシャルネットワークサービスの略。Twitter®、Facebook®など。

③ 情報発信ボード

1階のエントランススペースに掲示板とデジタルサイネージ（電子掲示板）を設置し、利用案内やイベント情報等の施設情報のほか、電車やバス等の交通情報、市内の観光情報、防災情報など、様々な情報発信を行います。

発信していく情報の例（館内掲示板とデジタルサイネージ）	
○施設の使い方・遊び方	
○コミュニティ情報・ボランティア情報	
○施設の利用状況・空き状況	
○施設・市内のイベント情報・PR	
○交通情報	
○市のサービスや施策・計画等の情報	など

④ その他の手段

上記のほか、機関誌の発行や地元フリーペーパー及び「エフエムしばた RADIO AGATT」等との連携、意見交換会やワークショップの開催など、様々な情報発信の手段について検討します。

また、施設に対する親しみやすさや愛着を醸成するため、施設愛称の募集を行います。

4 施設管理

(1) 基本的な考え方

本施設は、多くの市民や来訪者が利用する日常的な活動・交流の場であるため、各施設の機能を十分に発揮するとともに、複合施設であることのメリットを最大限に生かし、効率的・効果的なサービスを提供できるような施設の管理を目指します。

なお、施設管理に関する具体的な内容については、開館後の運用実態等に合わせ、柔軟に対応していくこととします。

(2) 施設の利用規則

① 開館時間・休館日の基本方針

- 原則として、年末年始は休館日とします。
- 新発田駅前という立地特性も踏まえつつ、地域の安心・安全や本施設が交流の場であること等も考慮し、機能ごとに休館日の設定を検討します。
- 現在の市立図書館をはじめ、既存の関連施設等と調整の上、それぞれの開館時間及び休館日を検討します。
- 多くの市民や来訪者が利用しやすくするため、開館後の利用状況や意見を参考に開館日及び開館時間を見直します。

【開館時間・休館日】

	現 行	検討事項
開館時間	<ul style="list-style-type: none">■ 1階 : 8時30分～21時30分 市の他施設の開館時間による■ 図書館 : 9時30分～19時 (火～金 児童室は18時) (土日祝日は9時30分～18時)■ こどもセンター : 9時～17時 現行の猿橋親子プレイルームによる	既存施設の開館時間、オープン後の利用状況及び意見を参考にしながら、地域の利便性向上と青少年の健全育成等も配慮し検討します。
休館日	<ul style="list-style-type: none">■ 毎週月曜日■ 年末年始■ 蔵書点検期間	ハッピーマンデーや民間企業の休日等を考慮し、火・木・金曜日を候補として週休日を検討します。 各階や機能ごとの休館方法を別に検討します。

② 多目的室等利用の基本方針

- 貸施設を多くの市民が効率的に利用できるように、利用区分の細分化を基本とします。
- 多目的室（サークル・ボランティア、おはなし、会議）、キッチンスタジオ、音楽練習室は有料とします。ただし、施設の特性等を考慮し、特定の目的・団体等の無料・減免措置等については、別に検討するものとします。
- 時間区分を細分化することで、空時間の発生が想定されることから、空時間の利用を促進するような料金設定等についても検討します。
- 予約・利用方法については、市の貸施設の状況を考慮して設定するものとします。

【貸施設利用】

	内容	備考
貸施設	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1F 音楽練習室 ■ 2F 多目的室（サークル・ボランティア） ■ 2F 多目的室（おはなし） ■ 2F 多目的室（飲食・会議） ■ 2F キッチンスタジオ ■ 3F 多目的室（会議） 	※1F 多目的室（学習・発表）は、普段は学習室として開放し、発表や講演等の場合のみ貸出とします。
時間区分	■ 1 時間単位を基本に設定	※キッチンスタジオについては、特性に応じた最適な運用単位を検討します。
料金	■ 有料※ただし特定の目的・団体等に対する無料・減免措置を検討	※無料・減免措置（条件）は別に検討します。
予約・利用方法	■ 市の貸施設の状況を考慮して設定	

③ 飲食に関する基本方針

カフェでの持込み飲食は可能とします。その他の場所における飲食やアルコールの可否等については、ワークショップ等での意見や施設の特性等を考慮して、それぞれに定めるものとします。

5 経営計画

(1) 基本的な考え方

本施設は、市の直営による公共施設として、事業やサービスを継続的に実施していくため、施設運営の収支を的確に把握することにより、適切な管理運営に努めます。

現状では収支について十分に想定できる段階ではないため、支出と収入それぞれに主な項目と考え方を記載します。

(2) 支出想定

本施設の主な支出項目として、以下の支出が想定されます。

	内容
人件費	・施設運営や事業展開のために必要な職員に係る経費
維持管理費	・光熱水費、設備メンテナンス、警備、清掃等の施設の維持管理に係る経費
事務事業費	・各施設の事業実施等に係る経費 ・各種備品購入や機器のリース代、消耗品費、通信運搬費等の施設の運営に係る経費

- 人件費に関しては、本施設が目指すコンセプトである「融合」を軸に、専門的なサービスの提供と柔軟な運用を両立できる組織体制及びそれに基づく適切な人員数を算定します。
- 維持管理費に関して、本施設はLED照明などの採用や施設の運用方法によってランニングコストの低減化を図ります。また、施設の保安や衛生管理、メンテナンスなどに要する費用は、業務の委託等を含め、最も効率的かつ確実な効果を得られる方法を検討し、適切な費用を算定します。
- 事務事業費に関しては、施設職員がコスト意識を常に高く持ち、事業の実施に関わる備品の共用を図るなど柔軟な運用を心がけることにより、経費の削減に努めます。

(3) 収入想定

本施設の主な収入項目として、以下の収入が想定されます。

	内容
使用料収入	・多目的室やキッチンスタジオ等の貸施設による使用料等 ・駐車場使用料※
事業収入	・事業における入場料や参加費等の事業収入
その他収入	・上記以外の収入、雑収入等（自動販売機設置収入など）

※駐車場使用料に関しては「その他計画（5）駐輪場及び駐車場管理方針」（本方針24頁）にて記載

- 使用料収入は、貸施設等による使用料と稼働率や駐車場の使用料により算出します。
- 使用料収入に関して、本施設は多様な機能を備えた複合施設であるため、新発田市「施設使用料見直し方針」（平成19年6月）に鑑み、機能ごとに性質を分類し、適切な受益者負担割合を設定します。
- 「多目的室等利用の基本方針」（本方針19頁）に記載のとおり、本施設は利用者の利便性向上のため利用単位の細分化を図ることを基本とします。そのため、上記条件に沿いつつ、適切な算定方法を検討します
- 事業収入は、各機能の事業計画等を踏まえて算出します。
- その他収入は、上記以外に想定される収入を算出します。

6 その他計画

(1) 備品の調達方針

- 本施設が持つ機能や性能を十分に発揮するとともに、安全かつ安心して施設を利用することができるよう、適切な備品を調達します。
- 各種備品の機能やデザインとともに、耐久性、操作性、メンテナンス性等に配慮します。
- 備品の調達に当たっては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づき、グリーン購入（環境に配慮した商品・サービスの購入）を推進します。

(2) 構築する情報通信システム

① 基本的な考え方

本施設に関する情報を一元的に管理・運用し、わかりやすい施設情報の提供に努めるとともに、施設の予約・貸出等を効率的に行うためのシステムや情報通信技術による市民の相互交流など、本施設を快適に利用するための情報通信システムを検討します。

なお、システムの構築・運用にあたっては、情報資産を守り、市民が安心して利用することができるよう、ネットワーク環境や情報セキュリティ対策に留意します。

② 貸館予約システム

- 現在市で運用している「新発田市公共施設予約システム」との連携や本施設の運用上求められる即応性を考慮しつつ、貸施設の空き情報の照会や使用申請をインターネット上で行うことができる貸館予約システムの運用を検討します。

③ 図書館システム

- 図書館業務を管理するためのシステムは、現行の図書館で運用されているシステムの機能を移行し、新たに I C システムを加えることで、利用者の利便性向上を図ります。

④ I C システム

- 資料に I C タグ※1 を取り付け、B D S※2 と一体的に図書館システムで管理します。図書館利用者の利便性をより一層向上するとともに、業務の効率化、サービスの向上、セキュリティの向上を図ります。

※1 無線による通信で個体の識別が可能な無線 I C チップ

※2 Book Detection System の略。貸出処理をしていない図書を持ったまま出入口に設置されたゲートを通ると警告音が鳴るシステム

⑤ 公衆無線 L A N アクセスポイントの環境整備

- 本施設の新発田駅前という立地特性や、昨今の公衆無線 L A N のアクセスポイント拡大という情勢に鑑み、施設内において公衆無線 L A N サービスの提供を検討します。運用方法については、図書館を含む複合施設であることを踏まえ、今後詳細に検討していきます。

(3) ビル管理計画

① 基本的な考え方

本施設の衛生的で快適な環境を確保するとともに、安全かつ安心して施設を利用することができるよう、環境衛生管理、設備管理・保全等により、建物・設備の維持・管理を行います。

また、隣接する民間施設と連携・協力し、景観に配慮した施設の維持に努めます。

② 清掃管理

○ 施設の床面や壁面、扉、備品など、各施設の特性に従って、バランスのとれた美観・衛生を維持するための清掃管理を行います。

○ 事後清掃だけでなく、建物内に汚れを持ち込ませない清掃や、汚れる前に処置を行い恒常的に美観・衛生を保持する予防清掃を行います。

③ 衛生管理

○ 施設内環境を衛生的に維持管理するため、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に定める環境基準に基づき、測定・点検・調整を行います。

④ 安全管理

○ 施設内の電気設備・空気調和設備・給排水衛生設備・防災防犯設備・搬送設備・通信情報設備などの総合管理、運転監視、定期点検を行い、異常の早期発見・緊急対応や故障箇所の補修を行います。

(4) 危機管理計画

① 基本的な考え方

施設利用者の安全・安心を守るため、災害や事件・事故等の様々な危機事象の発生を未然に防ぐよう、法令及び条例を遵守し、適切な危機管理を行います。

また、発生時には、隣接する民間施設と協力し、直ちに避難誘導等の対応に努めます。

② 防火・防災

○ 日常の防火・防災に努めるとともに、利用者に対する避難経路の周知や緊急時の対応を明確化し、災害や事故等の発生時には、速やかな対応を講じます。

○ 消防法に基づく自動火災報知設備、建築基準法に基づく防火・防排煙制御設備を設置します。また、感知器を設置し、全館の火災監視を行うとともに、必要箇所に防火扉連動閉鎖装置を設置します。

③ 警備・防犯

○ 不審者の侵入を防ぐため、センサーや防犯カメラ等の対策を行います。また、入退室管理を徹底して行い、時間外の入退室及び権限を持たない人物の出入を制限します。

(5) 駐輪場及び駐車場の運用方針

- 駐輪場は諏訪神社側（60台）、商店街側（30台）の2箇所とし、利用は無料とします。
- 本施設の駐車場は、1階駐車場（60台）のほか、生鮮市場跡地駐車場（60台）といこいの広場駐車場（40台）の3箇所とします。（合計160台）
- 駐車場は時間貸しを基本とした有料駐車場とします。
- 本施設利用者の減免措置や一時利用者の料金設定等については、類似施設の状況等を参考に利用形態に応じた適正な料金設定を検討します。
- 本施設に併設する民間施設の駐車場については相互利用するものとします。相互利用の具体的方法については、今後民間施設と協議していくものとします。
- 各駐輪場、駐車場から本施設への移動や周辺的安全対策等についても、今後詳細に検討します。

■ 駐輪・駐車台数

施設		台数	
駐輪場	諏訪神社側	60台	計 90台
	商店街側	30台	
駐車場	駅前複合施設	60台	計 160台
	生鮮市場跡地	60台	
	いこいの広場	40台	

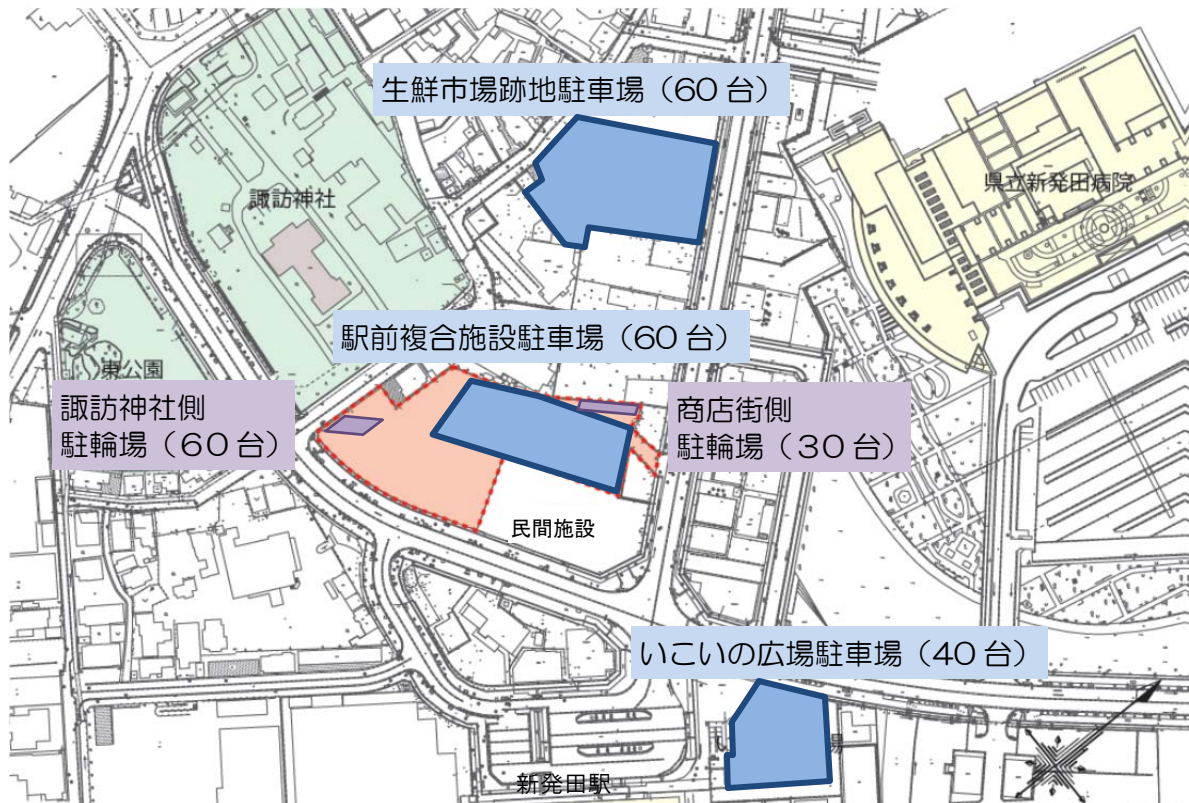


図 駐輪場及び駐車場の位置

(6) 研修計画

① 基本的な考え方

施設の開館に向けた研修及び開館後の計画的、継続的な職員研修により、職員の資質向上に努めます。

② 研修要素

- カウンター・電話等の窓口業務等における接客研修
- 各機能の基礎業務研修（レファレンスサービス研修など）
- 施設の機能・配置等の理解を深める研修
- 危機管理についての研修